

# 令和7年度西部污水处理場運転業務委託 一般仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この仕様書は、福岡市（以下「甲」という。）が「西部污水处理場運転業務委託」を委託するにあたり、施設を適正かつ円滑に運営するために受託者（以下「乙」という。）の業務要領を定めることを目的とする。

### (法令の遵守)

第2条 乙は、業務の履行にあたっては契約書を遵守するとともに、運転・保守・管理業務に必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、関係各法令を遵守すること。

### (業務の履行)

第3条 乙は、施設の公共性を十分認識、理解したうえで、契約書、一般仕様書及び特記仕様書に基づいて安全に十分に配慮したうえで効率的かつ経済的に業務を履行すること。

### (履行場所および施設名称等)

第4条 履行場所および施設名称は次のとおり。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (1) 福岡市西区今津5371番地  | 西部污水处理場          |
| (2) 福岡市西区今津4439番地  | 西部（中田）埋立場        |
| (3) 福岡市西区今津地内      | 西部（今津）埋立場        |
| (4) 福岡市西区今津2406-15 | 中間管理施設           |
| (5) 福岡市西区今津地内      | 今津ポンプ場、感潮水路、水門施設 |

### (業務委託の範囲)

第5条 委託する業務の範囲は、次の箇所の特記仕様書に明記する運転操作・管理、点検整備等の業務である。なお、業務の実施にあたっては、維持管理マニュアルや環境マネジメントシステム等に基づいて、乙の判断により行うこと。また、必要に応じて甲と協議のうえで行うこと。

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 西部污水处理場          | 浸出水処理施設、水質測定機器、地下管廊、管理棟および場内、脱水機設備、建築設備、その他付帯設備等                   |
| (2) 西部（中田）埋立場        | 送水設備、浸出水水質測定機器、井戸ポンプおよび洗車設備（洗い場・ピット部は除く）、浸出水調整槽等、電気棟、建築設備、その他付帯設備等 |
| (3) 西部（今津）埋立場        | 浸出水取水設備、ガス抜き設備   |
| (4) 中間管理施設           | 送水監視設備、その他付帯設備等  |
| (5) 今津ポンプ場、感潮水路、水門施設 | 排水ポンプ設備、水門ゲート設備、その他付帯設備等   |

### (業務遂行責任者の選任およびその職務)

第6条 乙は、業務委託の実施について業務遂行責任者を選任し、氏名その他必要な事項を書面で甲に届け出るものとする。変更が生じた場合も同様とする。

- 業務遂行責任者は、現場の最高責任者として主に西部污水处理場にあつて、業務委託に係る一切の事項を処理しなければならない。
- 業務遂行責任者は、契約書、仕様書、その他の関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を履行するとともに、常に施設の機能を完全に掌握し、効率的、経済的な

運転の指導を心がけ、従業員の指揮、監督、研修、教育を行い技術・技能の向上並びに事故の防止に努めなければならない。

4 安全衛生活動に参加するとともに、従業員の安全啓発・教育に努めなければならない。

**(従業員の届出)**

第7条 業務に従事する従業員の氏名、住所および資格等を記載した名簿を届出なければならない。異動が生じた場合も、同様とする。

**(従業員の能力基準および確保有資格者)**

第8条 従業員の職種別の資質は、次の基準によるものとするほか、確保しなければならない資格名称および人員は、次のとおりとする。ただし、人員については最低限の例示であり、実際の人員配置の決定および変更については乙自ら行うこと。

職 種 等 区 分	従 業 員 の 資 質 基 準	人 員
業務遂行責任者 (主任技師)	汚水処理等の実務経験を15年以上有し、職務の総括・業務全体の責任者として総合的な技術力を有し判断力・指導力・管理能力がある者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に規定する技術管理者(ただし、同条第1項第4号においては、最終処分場技術管理士認定を受けた者に限る)。	1名
代行業務遂行責任者	汚水処理等の実務経験を15年程度有し、業務遂行責任者を補佐および代行でき、管理および汚水(上下水道)処理において高度な技術力を有し、各業務の責任者としての確かな判断ができる者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に規定する技術管理者(ただし、同条第1項第4号においては、最終処分場技術管理士認定を受けた者に限る)。	(上記代務者)
技 師	汚水処理業務の専門職として、作業内容の判断ができる技術力、運転操作および水質分析等の必要とされる技能を有し、実務経験10年以上の者とする。	5名
技 師 補	汚水処理業務の補助職として、主任技師又は技師の指示に従い作業を行う能力を有し、実務経験5年以上又は同等能力を有する者とする。	6名
雑 役	清掃業務等に関する内容および現場状態を判断できる技術力および作業能力を有し、実務経験6年程度以上の者とする。	1名
	計	13名

資 格 名 称 等	人 員	資 格 名 称 等	人 員
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2名以上	特定化学物質作業主任者	
第一種電気工事士及び認定電気工事従事者	各1名以上	・常時日勤者	2名以上
危険物取扱者乙種第4類	1名以上	・交代勤務の各班	1名以上
アーク溶接特別教育修了	1名以上	普通自動車第一種運転免許	
有機溶剤作業主任者	1名以上	・常時日勤者	2名以上
クレーン運転特別教育修了	1名以上	・交代勤務の各班	1名以上
玉掛技能講習修了	1名以上	最終処分場技術管理士	2名以上
研削といしの取替え等の業務に係る特別教育修了	1名以上	足場の組立て等特別教育修了	1名以上
フルハーネス型墜落制止器具特別教育修了	2名以上	公害防止管理者(水質) または下水道第3種技術検定	2名以上

※その他業務上必要な資格等あれば、資格取得に努めること。

### (人員配置)

第9条 従業員の常時勤務の配置は、下記に最低限の人員配置を例示するが、実際の人員配置の決定および変更については乙自ら行うこと。

区 分	勤務者数	備 考
業務遂行責任者	1名	日曜日、週休および1月1日から1月3日を除く
日 勤 者	7名	日曜日、週休および12月29日から1月3日を除く ※1月1日から1月3日は1名配置すること。
交替勤務者	1名	交替勤務
雑 役	1名	日曜日、週休および12月29日から1月3日を除く

- ※1 乙は、人員の勤務割り振り表（計画・実績）を甲に提出しなければならない。
- ※2 乙の業務の遂行時間は、交替勤務者を除き、原則として甲の勤務時間の8:15～17:00とする。詳細は作業計画書にて確認する。
- ※3 人員配置の勤務者数には当日の有給休暇取得者も含む。

### (緊急時の体制)

第10条 乙は、大雨、台風、地震、寒波等の汚水処理機能に重大な支障を生じる恐れがある場合等に備え、従業員の非常召集ができる体制を確立しておくとともに、予めその体制を甲に届出なければならない。

### (臨機の措置)

- 第11条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
  - 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対し臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

### (安全の確保)

- 第12条 乙は「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
- 2 乙は、事故防止を図るため安全対策を明確にしておくこと。
  - 3 乙は、業務履行にあたり電気、薬品類、毒性ガス、酸欠、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択、従業員の配置割当を行い、危険防止に努めること。
  - 4 乙は、別途工事（修理）等と作業場所が交錯または隣接する場合には、常に相互協調して安全管理に支障がないように処置すること。
  - 5 乙は、業務履行にあたり異常や安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに甲に連絡すること。
  - 6 乙の要請により甲は、必要な安全の処置を講じること。
  - 7 乙は、甲と共同で定期的に（1回/月以上）安全パトロールを実施すること。また、パトロールにて判明した不安全箇所は記録して速やかに改善すること。

- 8 乙は、業務遂行中にヒヤリハット・気づきがあった場合には速やかに改善し、事故の未然防止に努めること。また、指定の様式により甲に報告すること。
- 9 乙は、業務範囲内において有害動物（害獣、害虫等）により安全管理上に問題が認められる場合は、看板等による注意喚起や安全対策を講じ事故の未然防止に努めること。

#### （水質管理）

第13条 乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および関係法令の水質基準に適合するよう運転管理を行うこと。ただし、適合しない原因が施設構造上の問題等に起因する場合は、この限りではないが、速やかに甲に報告すること。

#### （受託者の創意工夫）

第14条 乙は、業務の履行にあたり、常に創意工夫を心がけ施設運転の効率化を目指すこと。なお、施設の改変に及ぶ場合には、甲と協議のうえ実施すること。

#### （関連する業務又は工事・修理）

第15条 甲は、甲の発注に係る第三者が履行する業務又は工事（修理）が乙の履行する業務と密接に関連する場合において、必要に応じて調整を行うものとする。この場合において乙は甲と協議し、第三者の行う業務又は工事（修理）の円滑な履行に協力しなければならない。

#### （提出書類）

第16条 乙は、業務着手時に次の各書類を甲に提出すること。

- (1) 着手届および作業計画書
- (2) 業務遂行責任者等選任届および従業員名簿（資格者名簿含む）
- (3) その他業務の履行上必要とされる書類（緊急連絡体制表、資格者写し等）

#### （雑則）

第17条 乙は、契約図書に明記されてない事項であっても、運転管理上必要と考えられる業務等については、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 乙は、甲が運転管理等に係る資料の提出を要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾なく甲の所有物を場外に持ち出してはならない。また、業務に必要な物を場内に持ち込んではいない。
- 4 本仕様書第2条に記されている関係法令について、主要なものは以下の通りである。
  - (1) 環境基本法
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - (3) 一般産業廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
  - (4) ダイオキシン類対策特別措置法（DXN 特措法）
  - (5) 悪臭防止法
  - (6) 騒音規制法
  - (7) 消防法
  - (8) 毒物及び劇物取締法
  - (9) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）
  - (10) 電気事業法
  - (11) 労働安全衛生法（リスクアセスメント含む）
  - (12) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

(13)地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

(14)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

## 第2章 業務要領

### （年間および月間の作業計画）

第18条 乙は、年間および月間の作業計画を立案し、年間作業計画書は着手時に、月間作業計画書は甲と調整を図ったうえで当月の作業開始までに、甲に提出しなければならない。また、業務上問題を生じた場合は、甲に報告し、協議しなければならない。

### （各種機器の運転操作）

第19条 機器の運転操作については、作業計画に沿って、次によりの確に行うこと。

- (1) 機器の機能・仕様を十分理解し、運転操作を適正に行うこと。
- (2) 常に設備機器の効率的な運転を心がけること。
- (3) 機器故障時等非常時の運転操作については、甲に報告するとともに、的確に対処すること。

### （点検整備）

第20条 乙は、事故等を未然に防止するとともに、各機器の良好な作動を維持するため、次の事項について日常および定期に点検・整備を行うこと。

- (1) 日常点検は、機器保全を主目的とし、外観および五感による観察も重視し、異常を発見した場合はその都度甲に報告し、施した処置についてもその経過を報告すること。
- (2) 定期点検は、甲と協議して点検計画を定め、作業計画書に基づき実施した定期点検・整備結果を甲に報告すること。点検の結果、異常箇所が発見された場合は、ただちに甲に報告するとともに、甲と協議のうえ処置を行い、機器の運転に支障のないよう努めなければならない。
- (3) 各機器が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃等の整備に努めること。

### （応急処置および小修理）

第21条 乙は、点検整備により発見した不良箇所または事故故障の発生した破損箇所のうち手工具、支給材料等を用い現場にて修理可能なものについては、甲と協議のうえ処置すること。ただし、緊急を要する場合は応急処置を行うとともに、甲に速やかに報告すること。

### （酸素欠乏・有害ガス発生場所における作業）

第22条 酸素欠乏・有害ガス発生場所における作業に際しては、必ず有資格者によって有害ガス検知器等の測定器具で安全確認を行うこと。また、2人以上で作業を行い、単独作業は絶対に行わないこと。

- 2 乙は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の有資格者のうちから酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し、甲に届出ること。また、酸素欠乏・有害ガス発生場所における作業について定期的に従業員の指導・教育・訓練を行うこと。

### （劇毒物および危険物の取扱い）

第23条 乙は、劇毒物および危険物を取り扱う作業については関係法規の定めるところに従い、作業にあたっては保護具等を用い安全性に留意し従事しなければならない。

- 2 乙は、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、甲に届出ること。また、その劇毒物および危険物の取扱いについて従業員の指導・教育・訓練を行うこと。
- 3 乙は、労働安全衛生法に基づいて化学物質のリスクアセスメントを実施し、化学物質によるリスクの低減に努めること。

#### (廃棄物等の運搬)

第24条 乙は、業務中に次のように汚泥を運搬処理しなければならない。

- (1) 西部污水处理場脱水機によって脱水した汚泥を西部（中田）埋立場に運搬処理すること。
- (2) 脱水汚泥の運搬はダンプ車によって行い、運搬に際しては覆い（シート）等により飛散防止に努めなければならない。もし、飛散した場合は散水等の方法により速やかに清掃すること。

#### (火災の防止)

第25条 乙は、施設の火災を未然に防止するため、火元責任者を定め、火気の正確な取扱いおよび後始末を徹底し、火災の防止に努めること。

#### (防火管理業務)

第26条 日常の防火管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火災が発生した場合の初期消火・連絡通報
- (2) 火気使用箇所の点検監視業務
- (3) 避難又は防火上必要な構造および設備の維持管理

#### (盗難の防止等)

第27条 乙は、施設内における設備機器、工具・備品等の盗難および、場内への侵入者を防止するために施錠を励行し、異常を発見した場合にはただちに甲に連絡するものとする。

#### (業務報告)

第28条 乙は、業務実績を明らかにするために日報等の書類を甲に提出すること。

- (1) 業務日報は毎日報告すること。業務日報等の様式については甲と協議のうえ作成し、確認を得ること。また、月および年単位の業務実績として、月報および年報を作成し提出すること。
- (2) 完了届については、別途様式によるものとし、当月分を翌月1日（1日が日曜日の場合は2日）に甲へ提出すること。
- (3) 完了届とともに、報告書として以下の書類を甲へ提出すること。
  - ア 業務実績明細書（当月分）
  - イ 勤務割り振り実績表（当月分）
  - ウ 月間作業実績書（当月分）
  - エ 雑役業務報告書（当月分）
  - オ 勤務割り振り計画表（翌月分）
  - カ 月間作業計画書（翌月分）

#### (緊急対応等)

第29条 乙は、天災や事故等の緊急事態が発生した際、または発生が予期される場合は初動対応及び事前対策を行い、速やかに甲に報告すること。また、廃棄物処理施設は、市民の衛生的な生活を維持する上で必要不可欠な施設であり、災害時や故障等においては速やかな復旧が求められる。そのため通常業務で対応出来ない業務等に対応すること。

- 2 大雨、台風、地震、寒波等発生時においては速やかに緊急点検表等に基づいて点検を行い、被害状況の確認に努めること。

#### (従業員教育)

第30条 乙は、定期的に研修や訓練等を行い、職務全般に関する従業員の能力および意識向上に努めること。従業員は、技術の研鑽を図り、業務の効率的運転や業務改善に努めること。また研修や訓練実施前に計画書や手順書を甲に提出すること。

2 甲が主催する研修や訓練等に積極的に参加すること。

3 乙は、甲が業務上必要とされる安全衛生教育等の修了証明書の提出を求めた場合、速やかに写しを提出すること。

#### (協議・報告)

第31条 乙は、甲と始業前ミーティングを行い、前日までの業務報告および当日の作業計画等について確認する。

2 乙は、障害等が発生した場合、速やかに甲へ報告すること。また、緊急作業を行う必要がある場合は作業内容、作業方法、及び安全対策等について協議を実施の上行うこと。

### 第3章 その他

#### (事務所等の使用)

第32条 乙は、業務履行に必要な事務室、控室、浴室等は契約期間中無償で使用できるものとするが、清掃等の使用上の管理および汚損等による弁償は、乙の負担とする。

2 事務室等の使用に伴う光熱水費は甲が負担するが、節約に努めること。

#### (業務用車両)

第33条 乙は、業務用として、下記車両を常備するものとする。

(1) 4トン水密式ダンプトラック 1台

(2) 4輪駆動式軽トラック 1台

2 上記車両は、常に点検整備を行い業務に支障のないようにすること。また、適時洗車等を行い、清潔に保持すること。

3 上記車両の維持管理に伴う経費は、乙の負担とする。

4 甲が乙の器材を検査し、不備が指摘された場合は、乙の費用負担により、速やかに改善しなければならない。

#### (消耗品、事務用品等)

第34条 乙は、業務履行に必要な消耗品、事務用品等を負担すること。なお、グリーン購入法に適合する物品の採用に努めること。具体例を以下に示す。

また、

(1) 消耗品、事務用品、機材類

洗車ブラシ、バケツ、絶縁テープ、シールテープ、石鹼、バッテリー、タイヤ、養生用シート、ロープ、不凍液、バッテリー補充液、ロッカー、キャビネット、机、椅子、長机、折り畳み椅子、ガスチャージャー、個人用工具、スコップ、二又、四又、ザル、竹箆、クランプ袋、柄付きたわし、かます、縄、箒、ビニール袋、ウエス、その他事務用品等

(2) 燃料費

ガソリン、灯油、軽油、その他の油脂類

(3) リモート環境用LTE 搭載タブレット(2台)

通信容量 30GB/月、Microsoft365 ビジネススタイルスタンダード相当  
Zoom プロライセンス1ライセンスを取得すること。

- 2 通常の機器等の運転維持管理に際し、多量に消費する消耗品等は別途購入支給するものとする。

#### (完成図書、工具類の貸与)

第 35 条 業務履行に必要と認められる完成図書、特殊工具、測定器具、その他甲が貸与したものについては、乙は台帳を作成し、その保管状況を常に把握しなければならない。なお、貸与品について、乙の故意又は重過失によるき損、紛失等があった場合は乙が弁償するものとする。

#### (従業員の服装)

第 36 条 乙は、従業員に清潔で、作業に安全な服装をさせ、職場秩序の保持に努めなければならない。また、名札等により、乙の従業員であることを明示すること。

#### (見学等)

第 37 条 乙は、甲が行う外部からの研修や見学の受け入れについて、対応及び補助を行うこと。

#### (市の施策)

第 38 条 乙は、甲が行う事業、施策及び環境配慮等の取り組みについて、協力すること。

#### (地元関係者との交渉)

第 39 条 業務の実施に係る地元関係者からの質問および疑義については甲が対応する。ただし、受託者として設置目的や経緯を熟知し、甲からの指示がある場合、乙はこれに協力しなければならない。

- 2 地元関係者より設備や施設に係る質問および疑義を直接受けた場合、甲へ報告すること。

#### (守秘義務)

第 40 条 乙は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約書第 5 条第 3 項により承諾を受けた下請業者については、乙の責任において守秘義務の徹底を図ること。

- 2 乙は、成果品の発表などに際しての守秘義務については、甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### (業務の引き継ぎ)

第 41 条 乙は、本委託について次年度の契約を行わない場合または業務不履行等により履行期間中に契約を解除された場合には、甲が指示する期間内に後継の受託者に対して業務引継簿および現場指導等を行い、業務の引き継ぎを確実に行うこと。

#### (引継事項の整理)

第 42 条 乙は、後継受託者に対して円滑に業務の引き継ぎを行うため、書類の整理をしておかななければならない。

- 2 甲は、乙が後継受託者に対して行う引継事項を適切に文書化していることを確認するため、乙に対して業務引継簿の提示および引継内容の説明を求めることができる。
- 3 乙が作成した業務引継簿は、後継受託者に引き渡すこと。
- 4 業務引継簿は以下の内容とする。
  - (1) 計画書および報告書、台帳等
    - ア 運転監視操作計画書



- イ 緊急時対応計画書
- ウ 点検整備計画書
- エ 点検報告書
- オ 修理報告書
- カ 消耗品管理台帳
- キ 予備品管理台帳
- ク 薬品管理台帳
- ケ 支給品管理台帳
- コ 貸与品管理台帳
- サ 修理履歴簿
- シ その他業務引継上必要と思われるもの

- (2) 受託期間中に乙が適正な維持管理を行った実績を明らかにするために、設計図書および甲からの指示または通知等により乙が把握した以下の各状況について確認できる書類
- ア 各機器の機能の発揮状況
  - イ 計装設備の調整状況
  - ウ その他留意事項

#### (契約期間終了後の措置)

第 43 条 乙は、委託契約期間の終了時、使用を許可された事務室等について甲の立会のもと、速やかに原形に復さなければならない。ただし、原形に復することが不可能な場合は甲と協議の上で復旧方法、費用分担等を決定する。

- 2 甲からの貸与品については、管理台帳とともに甲に引き渡すこと。ただし、貸与品に著しい汚損や損傷等があり、原形のまま引き渡すことが困難な場合は、両者協議の上で復旧方法、費用分担等を決定する。

#### (その他)

第 44 条 その他、業務履行上不明な点が生じた場合は必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

# 令和7年度西部汚水処理場運転業務委託 特記仕様書

## (主たる業務場所の所在地および名称)

第1条 乙が、業務を履行する主たる業務場所の所在地および名称は次のとおり。

- (1) 所在地：福岡市西区今津5371番地
- (2) 名称：西部汚水処理場

## (概要)

第2条 本業務は、今津埋立場および中田埋立場からの浸出水を受け入れ、生物処理や凝集薬品処理した後、砂ろ過器で高度処理した水を瑞梅寺川へ放流する。また、水処理の過程で発生する汚泥を濃縮脱水し、中田埋立場へ運搬処理ほか、排水施設や感潮水門および水路等の運転管理を行うものである。

- 2 維持管理に関する基本的な手順等については、『福岡市 廃棄物最終処分場 維持管理マニュアル』（最新版 福岡市環境局施設部）によるものとする。

## (業務の内容)

第3条 業務範囲の運転操作・管理並びに第2項の保守点検・整備等を行うものとする。警報等の発報には原因究明と、それに対する処理を可能な限り迅速に行わなければならない。なお、同項は業務の一般的な作業について定めたものであり、本特記仕様書に明記されていない事項であっても施設（設備）の良好な運転を維持するために必要な事項については、処置を行わなければならない。

- (1) 機器および装置の運転操作は、機器取扱説明書等の運転操作要領に基づき実施するとともに、機器等の特性を十分理解して、その性能が十分発揮できるよう効率的な運転をしなければならない。
- (2) 脱水汚泥の運搬処理は原則として、日曜日を除く平日とする。
- (3) 今津ポンプ場は埋立場周辺農地の冠水防止施設であり、大雨による三角池の水位上昇時に運転を行う。

### 2 保守点検・整備等

- (1) 汚水処理施設（今津埋立場・中田埋立場を含む）

#### ア 日常点検整備・作業

- (7) 各設備、機器の作動状況確認および処置

- ① 各取水井の水位およびその変化状況の把握。また、処理水量の変更等が必要と思われる場合は、その内容を甲へ連絡、協議のうえ必要な措置（処理水量の変更作業等）を行う。
- ② 機器各部の異音、振動、温度等の確認
- ③ 機器、配管各部の油、薬品、ガス、水の量および汚れ、漏れ等の確認および処置
- ④ Vベルト、チェーンの張り調整および損傷の有無確認、交換
- ⑤ 必要箇所のドレン抜きおよびフィルター、ノズル類の清掃、交換
- ⑥ ボルト類の不良、ゆるみ、または各部の変形の確認と軽微な修正
- ⑦ 各計器の指示値、作動状態の確認および処置
- ⑧ チャート紙、インク、ランプ類の状況の確認および交換、補充
- ⑨ その他施設および機器の機能維持に必要な事項

- (4) 水質確認、分析等（資料1の通り）

- ① 各処理系列の水質の確認
- ② 薬品添加の状態確認および添加量調整

- ③ 処理量変更後の水質確認
- ④ その他水質管理に必要な事項
- (ウ) 日報等の作成
  - ① 運転状況および処置、水質等、各日報の作成
  - ② 機器等の補修・修理後の報告
- (エ) 保安点検、巡視
  - ① 外部業者、部外者の場内入場の確認処置および報告
  - ② 浸出水圧送管および中間管理施設の巡視
  - ③ 汚水処理場内の夜間警備
- (オ) 清掃、整理
  - ① 汚水処理場管理棟等および周辺の清掃
  - ② ごみの回収整理および発生量の報告
- イ 定期点検整備・作業
  - (ア) 各設備、機器の作動状況確認および処置
    - ① 運転および保全計画に基づく定期的な負荷切替および油脂類の補充、交換
    - ② 理化学機器の点検、校正、報告
    - ③ 各種設備、機器類の点検整備・定期清掃
    - ④ 接地抵抗、絶縁抵抗の測定、保護装置の作動確認等簡単な電気関係点検
    - ⑤ 安全衛生作業に必要な保護具類の点検整備
    - ⑥ 備品、消耗品等の在庫確認、報告
    - ⑦ 工作機械、工具の点検整備
    - ⑧ 安全パトロール等安全対策の実施、報告
    - ⑨ 浸出水圧送管年次点検（仕切弁及び空気抜弁等の作動確認）
    - ⑩ 年次計画に基づく各処理系列の水抜き、清掃作業、槽内点検
  - (イ) 水質の確認、分析等
    - ① 定期測定項目の水質測定、分析、報告
    - ② 月試験時の必要箇所におけるサンプリング
  - (ウ) ガス抜き管の管理およびガス測定
    - ① 今津埋立場内各ガス抜き管の管理および可燃性ガス測定
  - (エ) 月報・年報等の作成
    - ① 運転状況および処置、水質等各月報・年報の作成
    - ② 埋立場報の作成補助
- ウ その他（不定期、適宜作業）
  - (ア) 機器類の補修
    - ① 機器、装置、配管類の部品交換等の軽微な修理。ただし、修理にあたっては甲と協議のうえ行うものとする。
    - ② 機器、設備の軽微なさび落とし、塗装、スケール等の除去（ろ過器棟や活性炭等などの高所部分を含む。）
    - ③ 不具合のある機器、設備等の原因調査
    - ④ 施設等の補修や安全対策等のための軽微な補修
    - ⑤ 各系列、処理の開始・停止および処理量の変更調整
  - (イ) 水質試験・薬品添加量調整等
    - ① 水質、水量の変化に応じたジャーテストおよび薬品添加量の調整等
    - ② 薬品の溶解、補充
    - ③ 甲が必要と認めた場合の水質検査
    - ④ 甲が必要と認める箇所のサンプリング
    - ⑤ 運転に係わる薬品類の受入確認および消耗品の在庫確認、市への連絡

(ウ) 脱水機運転、保守

- ① 脱水機の運転（含水率の測定含む）および巡視点検
- ② 汚泥処理管理に必要な汚泥濃度、汚泥量の測定
- ③ 脱水機用薬品の補充
- ④ 脱水機内部の高圧洗浄
- ⑤ 脱水ケーキの搬出

(エ) 緊急対応

- ① 災害など非常時における必要作業
- ② 災害に備えた事前対策（土嚢製作等）

(オ) 清掃

- ① 機器、装置、操作盤および装置床廻り等の清掃
- ② 場内の排水溝等の清掃および除草、軽微な補修整備
- ③ 管理棟床ワックスがけ
- ④ 今津埋立場第3区画の雨水排水溝の除草及び泥上げ

(カ) 報告

- ① 処理水量や薬品添加量の変更報告

(キ) その他

- ① 汚水受水槽清掃等の事前準備および槽の揚水作業
- ② 汚水受水槽等清掃後の各槽の内部および機器の点検
- ③ 汚泥貯留槽清掃等の事前の汚泥除去及び槽内点検

(2) 排水施設（今津ポンプ場）

ア 日常点検整備・作業

- ① 吸水槽、潮位の監視

イ 定期点検整備（月次点検）

- ① 機器の試運転時の運転状態確認および日報の作成
- ② 機器各部の異音、振動、温度等の確認
- ③ 機器、配管各部の油、水の量および汚れ、漏れ等の確認
- ④ 各機器必要箇所のドレン抜き
- ⑤ ボルト類の不良、ゆるみ、または各部の変形の確認と軽微な修正
- ⑥ 各計器の指示値、作動状態の確認
- ⑦ 土木構造物等の状態確認
- ⑧ 場内の清掃および除草、軽微な補修および整備

ウ 定期点検整備（年次点検）

- ① 各機器必要箇所の油脂類補充、交換
- ② 燃料、潤滑油、冷却水等のフィルター類清掃、交換
- ③ 接地抵抗および絶縁抵抗の測定、保護装置の作動確認等簡単な電気関係点検

エ その他（不定期、適宜作業）

- ① 災害など非常時における必要作業
- ② 機器、装置、配管類の部品交換等の軽微な修理。ただし、修理にあたっては本市と協議のうえ行うものとする。
- ③ 機器、場内設備の軽微なさび落とし、塗装、スケール等の除去
- ④ ランプ類の交換等
- ⑤ 機器、装置、操作盤および装置床廻り等の清掃
- ⑥ 場内の排水溝等の清掃および除草、軽微な補修整備
- ⑦ 吸水槽周囲の清掃

(3) 感潮水路、水門設備

ア 日常点検整備

- ① 感潮水路、水門設備の監視

- イ 定期点検整備（月次点検）
    - ① 水門扉体、戸当たり、開閉装置の作動状態確認
    - ② 水門扉体主桁、水ぬき穴詰まりの有無の確認
    - ③ 水門扉体水密ゴムの漏水確認
    - ④ 水門開閉装置のラック棒、ワイヤーロープの油脂類の状態確認
    - ⑤ 水門開閉装置のオイル漏れの有無の確認
  - ウ 定期点検整備（年次点検）
    - ① 各部必要箇所の油脂類の補充、交換
    - ② 各部ボルト類の不良、ゆるみ、脱落、または各部の変形の確認と軽微な修正
    - ③ 水門扉体の変形、水密ゴムの損傷、変形、摩耗状態の確認
    - ④ 構造全体の損傷、変形、摩耗状態の確認
  - エ その他（不定期、適宜作業）
    - ① 災害など非常時における必要作業
    - ② 感潮水路のゴミ除去等の清掃
- (4) 中間管理施設
- ア 日常点検整備
    - ① 流量計、データロガー等の確認
  - イ その他（不定期、適宜作業）
    - ② 施設内設備等の不具合に対する初期対応、軽微な補修
- (5) その他
- ア 不定期、適宜作業
    - ① 点検ルート周辺および今津埋立場周囲の巡視、不法投棄の回収
    - ② 甲の発注による第三者の行う工事・修理・委託等の運転操作の協力および完了確認の立会の協力
    - ③ 完成図書（図面および取扱説明書）等の整理補助
    - ④ 市が受け入れる見学者の対応
    - ⑤ 運転適正化検討に伴う業務
    - ⑥ 環境方針および環境マネジメントシステムの推進および対応

3 清掃の業務は、次の業務を行うものとする。

清 掃 業 務 内 容	場所および項目		モップ掛	掃除機掛	箒 掃	水洗い	ガラス拭
	管 棟	1階	玄関			毎日	1回/週
"		事務室	適時	適時			適時
"		会議室	適時	適時			適時
"		湯沸室		1回/週			
"		便所	便器			毎日	1回/週
"			床		毎日	1回/週	
"		廊下・階段	毎日	1回/週	<階段>毎日		
2階		操作室	毎日	1回/週			1回/週
"		更衣室	毎日	1回/週			1回/週
"		休養室		1回/週	毎日		1回/週
"		湯沸室		1回/週			
"		浴室				適時	
"		便所	便器			毎日	1回/週
"			床		毎日	1回/週	
"	廊下	毎日	1回/週			1回/週	

中田 2系 処理棟	" ベランダ				1回/週			
	1階	玄関			毎日		1回/週	
	"	階段	1回/週					
	2階	廊下	1回/週					
	"	湯沸室	1回/週					
	"	研修室	適時					
	"	試験室	1回/週					
	"	階段			1回/週			
	"	便所	便器				適時	
	"	便所	床				適時	
	屋上					2回/年		
	試験器具洗い					2回/週		
	管理棟周辺の清掃および除草					1回/週		
	機器・装置等および周辺の清掃					適時		
	場内排水溝の清掃					適時		
処理棟周辺の除草					適時			
管理棟床ワックスがけ					1回/年			
処理棟周辺のゴミ収集					1回/週			
可燃物収集ゴミ出し					1回/週			
資源物の保管・引渡					適時			
作業服等の洗濯					適時			

- 【注記】 ・上表は、作業の標準回数とし、必要に応じて作業頻度の増減を行うこと。  
 ・また、上記作業に必要な機材・消耗品は乙の負担とする。  
 ・ガラス拭きについては、作業上安全の確保できる範囲とする。

#### （標準の巡回点検体制）

第4条 乙が行う各施設の標準の巡回点検体制は、次のとおりとする。

- (1) 西部汚水処理場 浸出水処理施設 : 毎日3回以上
- (2) 西部（中田）埋立場 浸出水調整槽、送水ポンプ設備 : 毎日1回以上
- (3) 西部（中田）埋立場 井戸ポンプ : 毎日1回以上
- (4) 西部（中田）埋立場 浸出水圧送管路線 : 毎日1回以上
- (5) 中間管理施設 : 毎日1回以上
- (6) 西部（今津）埋立場 各ポンプ井浸出水圧送管路線 : 毎日1回以上
- (7) 今津ポンプ場 : 毎日1回以上
- (8) 感潮水路、水門施設 : 毎日1回以上

#### （機器の仕様）

第5条 機器の仕様については、『福岡市 廃棄物最終処分場 維持管理マニュアル』（最新版 福岡市環境局施設部）を確認すること。

(資料1)

水質の確認および分析は次に示す箇所を行うものとする。測定項目および頻度は表中に記載の通りである。

採水箇所		水温	透視度	pH	DO	COD (バック)	NO3 (バック)	NO2 (バック)	NH4 (バック)	COD 試薬	T-N(デジタル バック)
中田埋立場	No.1調整槽										
	No.2調整槽										
西部汚水処理場	受水槽	○	○	○	○	●	△			▲	▲
今津2系	計量槽	○	○	○	○	●	△			▲	▲
	ろ過水槽	○	○	○		●	●			▲	▲
今津3系	A系脱窒槽				●		●				
	A系再曝気槽			●	●						
	B系脱窒槽				●		●				
	B系再曝気槽			●	●						
	処理水槽	○	○	○		●	●			▲	▲
中田1系	A系脱窒槽				●		●				
	A系再曝気槽			●	●						
	B系脱窒槽				●						
	B系再曝気槽			●	●						
	放流槽	○	○	○		●	●			▲	▲
中田2系	A系脱窒槽				●	●	●				
	A系再曝気槽			●	●	●	●				
	B系脱窒槽				●	●	●				
	B系再曝気槽			●	●	●	●				
	A系ろ過処理水	○	○	○						▲	▲
	B系ろ過処理水	○	○	○						▲	▲
共通	放流槽	○	○	○		●	●			▲	▲
総合放流水	放流槽(3)	○	○	○		●	●				
	放流口					●	●			▲	▲
今津埋立場	第3取水井					▲	▲	▲	▲		
	No.1取水井					▲	▲	▲	▲		
	No.2取水井					▲	▲	▲	▲		
	No.3取水井					▲	▲	▲	▲		
	No.4取水井					▲	▲	▲	▲		
	No.5取水井					▲	▲	▲	▲		
	No.6取水井					▲	▲	▲	▲		
No.7取水井					▲	▲	▲	▲			

○：毎日測定    △：毎週測定    ●：隔週測定    ▲：毎月測定

## 履行確認等に関する特記仕様書

### 1 確認資料の整備及び提出について

- ・業務委託料の支出にあたり従事者の勤務状況を確認するため、受注者の負担により出勤簿、タイムカード等の勤怠状況に係る書類を整備し提出すること。

### 2 現地調査について

- ・業務委託の内容が適切に履行されているか確認するため、発注者が必要と判断した場合には、事前予告なく当該業務の履行に関連する受注者の施設等を現地調査することがある。この場合、受注者は誠実に応じること。

### 3 不正請求が発覚した場合の対応について

- ・受注者が虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、契約書の規定に基づき違約金を支払う必要があるほか、競争入札参加停止等の措置を行う場合がある。